

第二回パブリックコメントと対応		誤字脱字の指摘を除く。論拠については省略		
番号	対象	項目	意見内容	対応
1	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	2.2 同時漁獲種、2.2.1 混獲利用種の内容における表 2.2.1.f. 太平洋くろまぐろの“対象種に対する漁業の影響評価”のスコア	最近のクロマグロ幼魚の増加傾向から判断すると、クロマグロの水準・動向は低位・増加で2点となるのではないかと。	指摘された資料によれば、資源状態は「低位・横ばい」となるため、手順書通り1点といたします。
2	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	2.2 同時漁獲種、2.2.1 混獲利用種の内容における表 2.2.1.f. 太平洋くろまぐろの“対象種に対する漁業の影響評価”のスコア	資源枯渇リスクに関しては、WCPFC及びIATTCの保存管理措置にしたがえば、枯渇リスクは殆どなしと考えられるのではないかと。	指摘された資料で、現在の管理措置が続けば加入が悪い状態が続いても将来的に親魚は歴史的中間点を越えるとあるので、ご指摘に従い5点に修正します。
3	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P2 漁業の管理	文中「中小型まき網」「小中型まき網」「中・小型まき網」との表記が見られますが、それぞれ個別の漁業種類（許可種類）を指すのであれば「中型まき網」「小型まき網」と記載し、両者をまとめる場合であれば、「中・小型まき網」と表記するのが適切だと思います。 なお、石川県における小型まき網漁業はイワシ、アジ、サバ目的ではなく、コノシロを目的としています。中型まき網はイワシ、アジ、サバの他、ブリも目的としています。	文中「中小型まき網」の表記については貴見の通り。修正しました。石川県の小型まき網漁業の漁業名称は小型まき網（このしろ漁業）と承知しています。中型まき網漁業の許可方針では採捕魚種の制限が掛けられていますがその内容についてブリが含まれることは不明でした。目的を記入しないこととしました。
4	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P2 漁業の管理	混獲非利用種に関して、定置網のみが改善の必要性が問われているが、本文を読む限りまき網も同様（どちらかといえば、定置網の方が情報がある）であるので、表現が不適切であると思います。	ご指摘に従い、表現を修正しました。
5	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P2 漁業の管理	日本海西区で操業することが可能な大中型まき網漁業許可のうち、日本海西区に住所（根拠地）を有する漁業者に許可されているものは半分に満たないと思います。 漁業養殖業生産統計年報は属人統計であり、日本海西区の統計数値はこれらの属人漁獲量を示しており、他地区漁業者が日本海西区で操業したものは含まれていないのではないのでしょうか。また、逆に日本海西区漁業者が当該地区以外で操業した数値が含まれています。そのため、統計年報の数値を基本としたこれ以降の記述部分については、当該地区の漁獲状況を正しく示していないのではないのでしょうか。	この部分では、属人統計である漁業養殖業生産統計年報を用いています。特に大臣許可漁業の場合は属人の漁獲状況を示しており、地先近隣海面に操業実態がない場合は関連項目では記載しないとして取り扱っています。
6	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P2 漁業の管理	ブリの資源評価は、日本全域を一つの系群として扱われています。日本海北区でも、青森県や新潟県、富山県などもブリの水揚げは多く、地域の重要な資源でもと思われるので、日本海全域を区域とした評価を行うべきではないのでしょうか。	評価手順書(Ver1.0.1)にも記述してあるように、評価軸毎に異なる区分が適切であると認識しており、資源状態は全国一本で、生態系に関しては漁獲データが整理しやすい大海区毎に評価を行っています。一方、漁業管理や地域の持続性については、日本各地の状況が異なっていることを考慮し、適当と思われる地域範囲を選んで評価を順次行っていくこととしています。日本海西部と日本海北部では、沿岸の漁業実態がかなり異なるため、本種については分けて評価を行っていくことが適当であろうと判断しています。
7	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P2 地域の持続性	「京都府を除いて財政的に余裕がない」と記述されており、これは財政力指数により判定していると後述されていますが、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で規定されている健全化判断の指標には含まれておらず、また、当該法律の指標数値を見ると、京都府は基準を超えてはいないものの、日本海西区各府県の中で最も高い数値となっています。	本評価は財政力指数を地域経済や公共サービスの充実度、つまり住民の暮らしやすさの指標として使用しております。財政健全化の指標は財政の健全性を特に評価しており、本評価の意図とは違うため除外しております。しかし、住民の暮らしやすさに関して財政力指数が妥当なものであるかは、評価基準改定時に再度検討致します。
8	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P3 健康の安全・安心	ブリにおいてアニサキス感染の事例はあまり聞かないが、あえて記載する必要があるのですか？	ご指摘の通り、ブリにおけるアニサキス感染の目立った事例はないが、アニサキス幼虫の寄生は見られることから、「ブリなら大丈夫」と思い込み、内臓のついたまま数時間保管したものを、生食して感染するなどの危険性が考えられます。このため、アニサキス幼虫の寄生することがあること、生食の場合での留意点を中心に修正いたしました。

番号	対象	項目	意見内容	対応
9	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P6 分布と回遊	評価が5点となっているが、特に仔稚魚期における環境要因による変化などは、ほとんど調べられていないと思います。太平洋マアジで4点であることと比較しても5点は過大評価であると思います。3点が妥当ではないでしょうか？	ご指摘を参考に、仔稚魚期については環境要因との関係については十分に解明されていない点を追記しました。得点に関しては、本資源については古くから調査研究が精力的に行われており、現状で十分ではないですが、最低限の情報しかないというレベルでもありません。よって4点と改めました。
10	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P7 成熟と産卵	東シナ海からの仔稚魚の輸送に関して村山1992は、本記述のような断定的な表現はとっていない（最新の資源評価票も改められている）。また、辻ほか（2013）や辻・広瀬（2017）では、3月生まれの相当量も日本海に輸送されることが推定されています。	ご指摘の通り、発生月とその後の稚魚の輸送の関係については断定できないことから、記述を改めました。
11	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P10 資源評価の客観性	外部査読が行われているだけで最高点というのは過大評価ではないでしょうか	評価手順書に従い、評価の透明性が担保されているか否かを主な判断基準としてあります。
12	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P12 漁業管理方策の有無	漁獲制御規則が具体的に定義されていないのではないのでしょうか。	漁獲制御規則としては、水産庁の資源評価対象種については以下の公表資料に準拠しています。 (http://abchan.fra.go.jp/digests28/rule/rule28.pdf)
13	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P13 漁業管理方策の策定	国は「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」を策定しており、これに基づき大臣管理漁業においても資源管理計画は策定されていると思います。	ご指摘に従い、説明を修正しました。
14	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P16 評価対象漁業の特定	漁業養殖業生産統計年報においては、漁獲量集計は経営体の所在地において計上されており、日本海西区に所在地がない経営体が漁獲したものは当該海区別漁獲量に計上されていないのではないのでしょうか。	ご指摘の通りです。今回は経営体所在地と実際の漁場の関係を整理できませんでした。この問題について解析できる産地漁獲データについて、追加すべき情報があれば是非御教示いただけないでしょうか。評価更新時には考慮したいと思います。
15	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P17 船サイズ、操業隻数、総努力量	石川県における中型まき網の網船は20トン未満です。	ご指摘に従い修正しました。
16	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P18 5) 操業の時空間分布	山口県は当該地区に含まれていないが中型まき網の漁期が記載されています。	海区の境界について不統一がありましたので、削除しました。
17	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P18 5) 操業の時空間分布	石川県外浦の定置網の大部分は冬季（12～3月）に設置せず休漁します	ご指摘に従い、追記しました。
18	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P18 5) 操業の時空間分布	石川県内浦側は本報告の対象から外れるのでしょうか？記載された漁獲量等は含まれていると思いますが。	説明が誤りでした。内浦を含む数値を示しております。なお、2）と重複するのでこの文章については削除しました。
19	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P18 5) 操業の時空間分布	島根県から石川県までの定置網漁業の漁労体数の数値が2007年のものであるが、10年以上前のもので古くないのでしょうか。	ご指摘の通りですが、既存の公表資料を用いることを基本としたためデータに限界があります。追加すべき情報があれば是非御教示いただけないでしょうか。
20	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P18 6) 同時漁獲種	石川県水産総合センターのHPで詳しく知ることができます。	日本海西区の漁法別漁獲量が必要だったので農林統計を用いましたが、石川県の情報も重要であるためご指摘いただいた情報についても引用いたします
21	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P18 6) 同時漁獲種	非利用種に関しても、一部報告が石川県水産総合センター研究報告に記載されています。	貴重な情報源として文献を引用させていただきます。
22	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P20 漁業活動を通じたモニタリング	漁業養殖業生産統計年報においては、大型定置網は定置漁業種と定義しています。	ご指摘の通りに記述してありますので、原文通りといたします。
23	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P20 漁業活動を通じたモニタリング	資源評価事業等を通じて、各府県の水産研究機関により、定置網、まき網とも他のブリ類とは区別されて銘柄別漁獲量が、混獲魚種（非利用種を除く）の漁獲量とともに収集されている。当該情報に基づき年齢別漁獲量が算出されていることを考えると、4点が妥当ではないですか？	ご指摘に従い書きぶりを修正しましたが、投棄、混獲などの情報収集体制までは整っていないと考え、評価点は元のままとしました。
24	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P36 ブリとシイラの関係性	「シイラは、ほとんどシイラ浸けで漁獲されるが・・・」と記載されていますが、石川県では定置網で相当量の水揚げがあります。福井県や京都府も同様であると思います。データとして用いた鳥取県では大型定置網がほとんどないからではないかと思えます。	シイラ漁獲量の時系列データについては、鳥取しか見当たりませんでしたので鳥取の漁獲量を指標に用いましたが、ご指摘の箇所は意味が曖昧でありましたので削除しました。

番号	対象	項目	意見内容	対応
25	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P42 SICA評価結果（定置網）	空間規模評価をする際に、まき網では、網で囲まれた面積のみで計算しているが、定置網では、垣網を一片とした面積で計算されており、計算過程が一致していないと思います。また、池森（1997）による身網長は、大型定置網でも最大級のものであり、また、大部分の定置網は網が入っていない休漁期間が1～4ヶ月は存在するので、当該計算によって算出された空間規模評価は過大評価されていると思います。両者とも影響は軽微であるものの、一致した評価方法をお願いしたい。なお、文中「経営体数」は「漁労体数」の誤りではないですか？	まき網と定置網の算定方法の統一は、漁具・漁法の違いから難しいのではないかと考えました。休漁期間については便宜的に75日（(30+120)/2）として計算し直しました。算定手法についてはより良い考えがあれば今後更新して参ります。
26	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P51 インพุットコントロール・・	中型まき網漁業は、国が都道府県毎に上限隻数等を定めています。（いわゆる定数漁業）	貴見のように法定知事許可漁業と理解しております。
27	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P51 テクニカルコントロール	石川県の定置網漁業の資源管理計画で網目拡大を含んでいるものはあります。	例えば管理指針に記載されているなど、県で統一的に記載して実施しているものを探索して記載しております。漏れている重要な情報があれば御教示ください。
28	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P55 公的管理への漁業関係者の主体的参画	海区漁業調整委員会のホームページで公表している委員名簿に漁業種類の属性等が記載されていないのは事実ですが、公表に当たって属性の記載が義務づけられていることはなく、それをもって「属性の記載がないから読み取れない」という記述はおかしいのではないのでしょうか。各府県調整委員会へ問い合わせて記載すべきではないでしょうか。	一般に接せられる資料では、立候補漁民等の属性は示されていないのが通例で、沿海漁業協同組合が立候補し当選する場合以外に属性が把握できないのが通例です。このため、これより以後には、県公報に記載される当選者が沿海漁協役員等と同名なら記入し、利害関係者のコメント時に同姓同名の漁民がいるか確認して頂けるように変更したいと考えています。しかしながら、本評価作業では一般の人が内容を検証できるよう、既存の公表資料を用いることを基本としているため、データに限界があることを御理解ください。なお、漏れている重要な情報があれば御教示ください。
29	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P57 加工・流通の状況	「各自治体が定める衛生基準」とは具体的にどのような基準が該当していただけますか。	各自治体が定める、食品衛生にかかわる自主管理に関する取り決めに想定して評価しています。例えば、「金沢市食品衛生自主管理認証制度」では、次の内容を記載した手順書を作成し、記録を1年以上保存していることを義務づけています。 1 施設・設備の衛生管理 2 食品取扱設備及び機械器具の衛生管理 ・包丁、まな板、バット等の器具類や機械の部品等の洗浄及び消毒の実施手順が定められていることなど。 3 ねずみ、昆虫の防除 4 使用水の衛生管理 5 廃棄物及び排水の衛生管理 6 従事者の衛生教育 7 従事者の衛生管理 8 食品等の衛生的取扱い 9 食品衛生上の苦情又は問題が発生した場合の対応方法（詳細は同認証制度HP参照）
30	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P57 地域の状況	「生活環境に関しては自治体の財政力が全国平均を大きく下回っており、公共サービスの水準が良好ではない」と記述されていますが、財政力指標のみをもって都道府県の健全性を判断することはおかしいのではないのでしょうか。また、生活環境に関する公共サービスは、主に市町村が担っており、都道府県の財政力指標で良否を判定することはおかしいのではないのでしょうか。	本評価は財政力指数を地域経済や公共サービスの充実度、つまり住民の暮らしやすさの指標として使用しております。財政健全化の指標は財政の健全性を特に評価しており、本評価の意図とは違うため除外しております。しかし、住民の暮らしやすさに関して財政力指数が妥当なものであるかは再度基準改定時に議論致します。また主観的な表現を避け「生活環境に関しては自治体の財政力が全国平均を下回っており、公共サービスの水準は平均に達しないと考えられる」と変更いたしました。
31	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P60 漁業者団体の財政状況	石川県の大中型まき網経営体及び中型まき網経営体は山陰旋網漁業協同組合に所属していません。	ご指摘ありがとうございます。石川県については中部日本海まき網協議会に修正しました。
32	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P60 漁業者団体の財政状況	石川県、京都府、島根県は1県1漁協になっており、1組合平均経常利益として記載することはおかしいのではないのでしょうか。	ご指摘に従い、1組合平均を削除しました。複数漁協を有する県はその旨記載しました。なお、島根県については合併に参加しなかった2漁協があるため、3漁協の平均値を使用しております（ご指摘のように1県1漁協ではありません）。

番号	対象	項目	意見内容	対応
33	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P61 地域雇用への貢献	漁業協同組合や生産組合は、漁業者により設立されているものであり、当該組合の正組合員資格における住所要件を明確にするため、定款において地区を規定しています。定款は組合員が定めており、組合員の構成によって地区は変更することも可能です。同様に、連合会は、必要に応じて漁協や生産組合等が設立するもので、地区は当該連合会の会員に合わせて設定されています。組織（組合及び連合会）が組合員及び会員の所在地を限定しているのではなく、構成員によって組織が設立されていると考えるべきであり、現行案の記述は水産業協同組合法の内容と異なっていないでしょうか。	法律の趣旨的には貴見の通りですが、法律の条文を元にした文章であるため、法律をそのまま引用する形に修正します。
34	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P62 買受人の数	福井県には買受人5人未満の市場が1カ所ありますが競争原理は発揮されているとなっており、石川県には買受人5人未満の市場はないものの10人未満の市場が3カ所あるため競争原理が働かないとされています。この判断基準はどのようなものかご教示願えませんでしょうか。	競争原理については買受人数と取扱量のバランスによって判断すべきと考えます。石川県には買受人が10人未満の小規模市場が3カ所ありますが、「買受人数に比較して取扱量が少ないため、買い付けにあたってはせり上げる必要があり、比較的競争原理が働きやすい環境にある」と修文し、配点は5点に修正します。
35	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P64 衛生管理	石川県では「第10次石川県卸売市場整備計画」は策定されていません。 (P69の引用文献も要修正)	ご指摘の通り、石川県については2006年に策定された第8次石川県卸売市場整備計画が最新のものでした。また、本8次計画の内容は石川県庁HPでは公表が行われておらず、第7次計画以前の計画も同様でした。このため、石川県の衛生管理については「金沢市食品衛生自主管理認証制度」を基礎に検討するものとします。加えて、「各府県とも5年に1度改定される卸売市場整備計画に則り」の部分から、「5年に1度改定される」という部分を削除致します。 4.2.1.2市場情報の入手可能性の部分も(石川県 2006)と修正します。
36	ブリ日本海西部 Ver. 0.3.0	P67 自治体の財政状況	財政力指標は、地方公共団体の財政力を示す指標で、数値が高いほど財源に余裕があると総務省では解説されています。 一方で、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、実質公債費比率や将来負担比率など4つの指標が定義されており、早期健全化基準等が示されています。これらの指標をみると、京都府は基準を超えてはいないものの、日本海西区府県の中では最も数値が高く、他県に比して早期健全化基準に近い数値であります。自治体の財政状況を財政力指標のみで判定することはおかしいのではないでしょうか。	本項目は自治体の財政の健全性ではなく、公共サービスが充実し、住民が暮らしやすいか、また経済的に潤っていて経済活動が活発であるかを測る指標として使用されています。住民の暮らしやすさを図る指標として財政力指数を用いることの妥当性について次回基準改定時に議論しより適切な基準を模索致します。